

生駒市条例第 27 号

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 9 月 29 日

生駒市長 山下 真

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年 7 月生駒市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号を次のように改める。

- (2) 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 2 項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第 6 項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第 9 条の 2 第 1 項に次の 1 号を加える。

- (3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として規則で定めるものに入所している場合

附 則

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。